

## 静岡県公安委員会規程第9号

特定任意高齢者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月2日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

特定任意高齢者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程

特定任意高齢者講習の実施に関する規程（平成14年静岡県公安委員会規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第2項の規定による<u>特定任意高齢者講習</u>（以下「講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(講習の委託)</p> <p><b>第2条</b> 講習は、法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定に基づき、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有する機関に委託して<u>行うものとする。</u></p> <p>(講習指導員の要件)</p> <p><b>第4条</b> 講習指導員は、<u>高齢者講習の実施に関する規程（平成10年静岡県公安委員会規程第4号）第4条に定める要件を充足する者とする。</u></p> <p>(講習指導員の承認)</p> <p><b>第4条の2</b> <u>講習指導員が前条に規定する要件を満たしていることを公安委員会が承認することについては、高齢者講習の実施に関する規程第5条の規定を準用する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第2項の規定による<u>講習（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第1条に規定する基準に適合するものに限る。）</u>（以下「講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(講習の委託)</p> <p><b>第2条</b> 講習は、法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定に基づき、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有する機関に委託して<u>行うものとし、具体的な委託の基準は、高齢者講習の実施に関する規程（平成10年静岡県公安委員会規程第4号。以下「高齢者講習規程」という。）第2条第1項各号に掲げる基準のとおりとする。</u></p> <p>(講習指導員の要件)</p> <p><b>第4条</b> 講習指導員は、<u>高齢者講習規程第4条各号に掲げる高齢者講習指導員の要件を充足する者とする。</u></p> <p>(講習指導員の承認)</p> <p><b>第4条の2</b> <u>公安委員会は、前条に規定する要件を満たす者を講習指導員として承認するものとする。</u></p>

(講習の実施基準)

**第6条** 講習の実施基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 学級編成

1 学級の編成は、講習効果が上がるよう適正な人数で編成するものとする。

(講習業務の停止)

**第9条** 公安委員会は、講習指導員が運転免許の取消し若しくは運転免許の効力の停止の処分を受けたとき、又は講習指導員として不適合と認められる行為をしたときは、必要な期間その者の講習業務を停止するものとする。

(講習の実施基準)

**第6条** 講習の実施基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 講習時間

講習時間は、2時間以上（法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けようとし、又は受けている者及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第34条の3第4項又は第37条の6の3の基準に該当する者に対する講習は、1時間以上）とする。

(3) 学級編成等

ア 1学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成すること。

イ 運転適性検査器材による指導については、講習指導員1人で5人まで担当できるものとする。

ウ 実車による指導については、講習指導員1人で5人まで担当できるものとする。

(4) 講習の重点

講習は、普通自動車及び運転適性検査器材を用いた検査を行うことにより、加齢に伴い身体機能に低下が生じているおそれがあることについて受講者に体験させ、その結果に基づいた指導を行うことを重点とする。

(承認の取消し又は講習業務の停止)

**第9条** 公安委員会は、講習指導員が運転免許の取消し若しくは運転免許の効力の停止の処分を受けたとき、又は講習指導員として不適合と認められる行為をしたときは、講習指導員の承認を取り消し、又は必要な期間その者

(講習実施計画の報告)

**第10条** 講習受託機関は、翌月の講習の実施計画を、毎月15日までに公安委員会に報告するものとする。

の講習業務を停止するものとする。

(講習実施計画の報告)

**第10条** 講習受託機関は、講習の委託を受けた後、速やかに当該委託の期間内における講習実施計画を公安委員会に報告するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規程は、令和4年5月13日から施行する。